

令和4年9月16日（金曜日）

---

議 事 日 程

令和4年9月16日 午前10時00分 開議

日程第1 議案第19号 舟橋村職員の育児休業等に関する条例一部改正の件から議案第29号 令和3年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件

（常任委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第2 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件

追加日程第1 議案第30号 舟橋村教育委員会教育長任命の件

（提案理由の説明、質疑、討論、採決）

追加日程第2 議員提出議案第3号 古越邦男村長に対する不信任決議

（提案理由の説明、質疑、討論、採決）

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（6名）

1番 古川元規君  
2番 良峯喜久男君  
3番 加藤智恵子君  
4番 （欠員）  
5番 森弘秋君  
6番 竹島貴行君  
7番 前原英石君

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職・氏名

村	長	古越邦男君				
教	育	長	早川誠一君			
総	務	課	長	松本良樹君		
生	活	環	境	課	長	田中勝君
会	計	管	理	者	林輝君	
代	表	監	査	委	員	川崎正夫君

---

職務のため出席した事務局職員

事	務	局	長	松本良樹	
事	務	局	係	長	喜田義樹

---

午前10時05分 開議

○議長(森 弘秋君) ただいまの出席議員数は6人です。定足数に達しておりますので、令和4年9月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

議案第19号から議案第29号まで

○議長(森 弘秋君) 日程第1 議案第19号 舟橋村職員の育児休業等に関する条例一部改正の件から議案第29号 令和3年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの11件を一括議題とします。

ただいま議題となりました各案件につきましては、各常任委員長から委員長報告が提出されており、その審査結果はお手元に配付のとおりです。

(常任委員長報告)

○議長(森 弘秋君) 各常任委員長から審査結果の報告を求めます。

総務教育常任委員長 前原英石君。

○総務教育常任委員長(前原英石君) それでは、私のほうから総務教育常任委員長報告をさせていただきます。

本定例会におきまして、総務教育常任委員会に付託されました諸案件の審査結果をご報告いたします。

付託案件は、議案第19号 舟橋村職員の育児休業等に関する条例一部改正の件、議案第20号 舟橋村各種委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件、議案第22号 令和4年度舟橋村一般会計補正予算(第4号)のうち当委員会所管部分、議案第25号 令和3年度舟橋村一般会計歳入歳出決算認定の件のうち当委員会所管部分、議案第26号 令和3年度舟橋村土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定の件であります。

本委員会におきまして、これらの諸案件について慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって、それぞれ原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、総務教育常任委員長報告といたします。

○議長（森 弘秋君） 次に、産業厚生常任委員長 竹島貴行君。

○産業厚生常任委員長（竹島貴行君） それでは、私のほうから、産業厚生常任委員長報告をさせていただきます。

本定例会におきまして、産業厚生常任委員会に付託されました諸案件の審査結果をご報告いたします。

付託案件は、議案第21号 舟橋村重度心身障害者等医療費助成条例一部改正の件、議案第22号 令和4年度舟橋村一般会計補正予算（第4号）のうち当委員会所管部分、議案第23号 令和4年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第24号 舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第25号 令和3年度舟橋村一般会計歳入歳出決算認定の件のうち当委員会所管部分、議案第27号 令和3年度舟橋村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第28号 令和3年度舟橋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第29号 令和3年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件であります。

本委員会におきまして、これらの諸案件について慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって、それぞれ原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長報告といたします。

○議長（森 弘秋君） 以上をもって、各常任委員長の審査結果の報告を終わります。

（質 疑）

○議長（森 弘秋君） これより、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 弘秋君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

○議長（森 弘秋君） これより、各案件に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 弘秋君） 討論がないようですから、討論を終わります。

(採 決)

○議長(森 弘秋君) これより採決いたします。

まず、議案第19号 舟橋村職員の育児休業等に関する条例一部改正の件から議案第21号 舟橋村重度心身障害者等医療費助成条例一部改正の件までの3件を一括して採決します。

以上の案件に対する各常任委員長の報告は可決であります。

以上の案件について、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(森 弘秋君) 起立全員であります。

よって、議案第19号から議案第21号までの3件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和4年度舟橋村一般会計補正予算(第4号)から議案第24号 令和4年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)までの3件を一括して採決します。

以上の案件に対する各常任委員長の報告は可決であります。

以上の案件について、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(森 弘秋君) 起立全員であります。

よって、議案第22号から議案第24号までの3件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和3年度舟橋村一般会計歳入歳出決算認定の件から議案第29号 令和3年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの5件を一括して採決します。

以上の案件に対する各常任委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。

以上の案件について、各常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(森 弘秋君) 起立全員であります。

よって、議案第25号から議案第29号までの5件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

## 日 程 の 追 加

○議長（森 弘秋君） お諮りします。ただいま村長から、議案第30号 舟橋村教育委員会教育長任命の件が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 弘秋君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第30号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

## 議 案 第 3 0 号

○議長（森 弘秋君） 追加日程第1 議案第30号 舟橋村教育委員会教育長任命の件について議題とします。

（提案理由の説明）

○議長（森 弘秋君） 提案理由の説明を求めます。

村長 古越邦男君。

○村長（古越邦男君） 本日追加提案いたしました議案についてご説明を申し上げます。

議案第30号 舟橋村教育委員会教育長任命の件につきましては、早川誠一教育長が令和4年9月30日をもって任期満了となります。引き続き早川誠一氏にお願いしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらるものでございます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 弘秋君） 提案理由の説明が終わりました。

（質 疑）

○議長（森 弘秋君） これより、この案件に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 弘秋君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

○議長（森 弘秋君） お諮りいたします。議案第30号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 弘秋君） ご異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 弘秋君） 討論がないようですから、討論を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時17分 休憩

〔休憩中に教育長 早川誠一君 退場〕

午前10時18分 再開

○議長（森 弘秋君） ただいまの出席議員数は6人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

（採 決）

○議長（森 弘秋君） これより、議案第30号 舟橋村教育委員会教育長任命の件について採決します。

議案第30号について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森 弘秋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時19分 休憩

〔休憩中に教育長 早川誠一君 入場〕

午前10時19分 再開

○議長(森 弘秋君) ただいまの出席議員数は6人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま教育長の任命について同意いたしました早川誠一君から挨拶したいとの申出がありますので、これを許します。

教育長 早川誠一君。

○教育長(早川誠一君) 早川誠一でございます。

引き続き地域ぐるみの教育体制を充実させてまいりたいと思いますので、また、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

---

#### 日 程 の 追 加

○議長(森 弘秋君) お諮りします。ただいま竹島貴行君から議員提出議案第3号 古越邦男村長に対する不信任決議が提出されました。

これを日程に追加し、議員提出議案第3号を追加日程第2として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森 弘秋君) ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第3号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

#### 議 員 提 出 議 案 第 3 号

○議長(森 弘秋君) 追加日程第2 議員提出議案第3号 古越邦男村長に対する不信任決議について議題とします。

(提案理由の説明)

○議長(森 弘秋君) 提案理由の説明を求めます。

6番 竹島貴行君。

○6番（竹島貴行君） 6番竹島貴行であります。古越村長に対する不信任決議についてご説明させていただきます。

その前に、今回、村民の皆様にはご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。

それでは、説明をさせていただきます。

パワーハラスメント調査報告書が9月6日に村のホームページに掲載され、村内外に公表されました。個人を特定する部分は黒塗りとなっていますが、内容は非常にショッキングなもので、舟橋村のイメージを大きく損ねるものでした。

その調査対象は村の現職員及びOBであり、役場という小さな組織内で10年以上前から日常的にパワーハラスメントが行われてきたことが記載されています。また、被害者である職員の一部が他の複数の職員に対し加害者と疑われる、複層的で大規模な被害状況は、他に類を見ないとまで記載されています。

そのような状況下で村民へ行政サービスがなされてきたことは、まさに「奇跡の村・舟橋」であり、一般職員が優秀であったというあかしとも考えられます。

一方、村民の側から考えると、よりよい行政サービスが受けられるべきところ、職員間のパワーハラスメントの常態化により、仕事に対する使命感が損なわれ、村民への行政サービスに質的な問題はなかったのかとも疑われます。仮にそうであれば、村民が被った損害は計り知れないものと言えます。

古越村長は、長い間村の職員として、そして幹部職員を歴任され、前村長から副村長を拝命され、今は村長に就任されている経歴の持ち主です。それは基本的に長い間組織の管理監督責任者としてパワーハラスメント問題に直接関係してきた責任最上位の当事者です。

ですから、調査報告書でも指摘されているとおり、常態化したパワーハラスメントに対し10年以上も看過してきた古越村長の責任は見過ごすことはできません。

そして、突然にパワーハラスメント調査結果報告を安易に公表されたことは、舟橋村の価値をおとしめ、村民のシビックプライドを傷つけました。

当事者である職員たちへの説明も遅く、それを課長任せにし、議会からは住民に対し説明会を開くよう要望しましたが、検討するとしか言わない危機感のなさ。これでは非常時におけるリーダーの資質が問われます。

役場で働く職員たちは、機械ではなく人です。村民のために働く職員の仕事に対する

モチベーションが下がると、村民対応に少なからず出る影響を心配します。

また、これまで村長は体調不良を理由に役場在席時間が短く、職員や村民、議会からも職務に励む姿が見えにくいという状況が続き、期待された成果や村民のための目指す方向が見えないという話まで出ていました。

その村長が今回の不祥事における組織立て直しを図るため努力すると述べられましたが、これまでの姿勢は評価できるものではなく、古越村長に組織立て直しを託すことは難しいと判断しました。

また、これまでのように、時間の経過とともに問題を風化させ、責任所在も曖昧になるやり方は、舟橋村の将来を阻害します。

村政において責任を取るべき人が責任を取るという当たり前の姿を取り戻すため、加藤智恵子君、古川元規君両名に賛同をいただき、この決議案を提出するものです。

村政及び村民を混乱させ、舟橋村のイメージを大きく損ねた古越村長は、村長として不適格であり、よって舟橋村議会は、ここに古越村長に対する不信任を決議いたします。

令和4年9月16日、舟橋村議会。

以上であります。

○議長（森 弘秋君） 提案理由の説明が終わりました。

（質 疑）

○議長（森 弘秋君） これより、この案件に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 弘秋君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

○議長（森 弘秋君） お諮りいたします。本件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 弘秋君） ご異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 弘秋君） 討論がないようですから、討論を終わります。

（採 決）

○議長（森 弘秋君） これより採決いたします。

古越邦男村長に対する不信任決議につきましては、地方自治法第178条の規定により、議員数の3分の2以上の者が出席をし、その4分の3以上の者の同意で可決となります。

ただいまの出席議員数は6名です。議員数の3分の2以上であります。また、その4分の3は5名となります。

この案件について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 弘秋君） 起立6名であります。

ただいまの起立者は所定数以上であります。

よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

村長 古越邦男君の不信任議決については、地方自治法第178条の規定に基づき、議長から直ちに村長 古越邦男君に通知します。

---

#### 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件

○議長（森 弘秋君） 次に、日程第2 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件について議題といたします。

本件については、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、各委員会から閉会中における所管事務の継続審査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 弘秋君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件は、申し出一覧表のとおり決定いたしました。

閉会中の継続審査の申し出一覧

委員会名	所管事務調査事項
議会運営委員会	1 議会の運営に関する事項 2 議会関係の条例及び規則に関する事項 3 議長の諮問に関する事項
総務教育常任委員会	1 村政の重要施策の推進に関する事項 2 防災対策の強化に関する事項 3 行財政の効率的な運営に関する事項 4 学校教育の充実に関する事項 5 スポーツ、生涯学習及び地域文化の振興に関する事項 6 消防の充実、強化に関する事項 7 他の常任委員会に属しない事項
産業厚生常任委員会	1 生活環境及び道路交通網の充実に関する事項 2 村民の健康維持、増進に関する事項 3 住民福祉の増進に関する事項 4 農業の振興対策に関する事項 5 商工業及び観光の発展に関する事項

○議長（森 弘秋君） 以上をもって、本定例会の全日程が終了いたしました。

村 長 挨拶

○議長（森 弘秋君） 本定例会を閉会するに当たり、村長から挨拶があります。

村長 古越邦男君。

○村長（古越邦男君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会に提案いたしました12議案につきまして、満場一致のご同意をいただき、誠にありがとうございました。

私に対します不信任決議案が可決されましたことは、大変残念に思っております。

今後の対応につきましては、本日中に決定させていただきたいと思っております。

9月も半ばを過ぎましたが、まだまだ残暑が厳しい中、議員の皆様におかれましては、時節柄、健康にご留意いただきますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

## 閉 会 の 宣 告

○議長（森 弘秋君） これで本日の会議を閉じます。

これもちまして、令和4年9月舟橋村議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前10時35分 閉会